

平成 2 9 年 度 科 学 研 究 費 助 成 事 業

基盤研究「海外学術調査」審査の手引

平成 2 8 年 1 2 月

独立行政法人日本学術振興会

科学研究費助成事業（科研費）の審査について

科学研究費助成事業（科研費）は、わが国の学術振興に寄与すべく、人文学、社会科学から自然科学まで全ての分野にわたり、学術研究を格段に発展させることを目的とする競争的資金です。

学術研究は、研究者コミュニティが自ら選ぶ研究者が、科学者としての良心に基づき、個々の研究の学術的価値を相互に評価・審査し合うピアレビュー（Peer Review）のシステムにより発展してきました。

科研費にかかわる審査は、こうしたシステムの一翼を担う重要な要素です。そして、科研費の審査委員は、学術の振興のために名誉と責任あるピアレビューアーの役割を任されています。研究者同士が「建設的相互批判の精神」に則って行う科研費の審査は、学術研究の将来を左右すると言っても過言ではありません。このため、次の点に留意することとしています。

審査は応募者の研究を尊重することが前提です。審査委員は、応募者の研究計画が自身の専門分野に近いかどうかにはかかわらず、応募者がどのような研究を行おうとしているのかを理解し、その意義を評価・審査することとしています。また、科研費の審査は研究課題の審査ですので、研究計画調書の内容に基づいて研究計画の長所（強い点）と短所（弱い点）を見極めて評価するとともに、審査意見ではそれらを具体的に指摘することとしています。

一方で、応募者は、自ら設定した課題の背景や経緯、国内外での位置づけ、新規性、独自性、創造性や具体的な研究計画が審査委員に分かるように研究計画調書に記載することが求められています。

審査委員と応募者がこのような姿勢で審査に臨むことにより、ピアレビューによる科研費の審査が健全に機能します。

科研費の審査委員としての経験は、学術的視野をさらに広げる貴重な機会でもあります。そして、学術コミュニティ全体が「建設的相互批判の精神」に則った審査を積み重ねることで、日本の学術水準の向上につながることを期待されます。

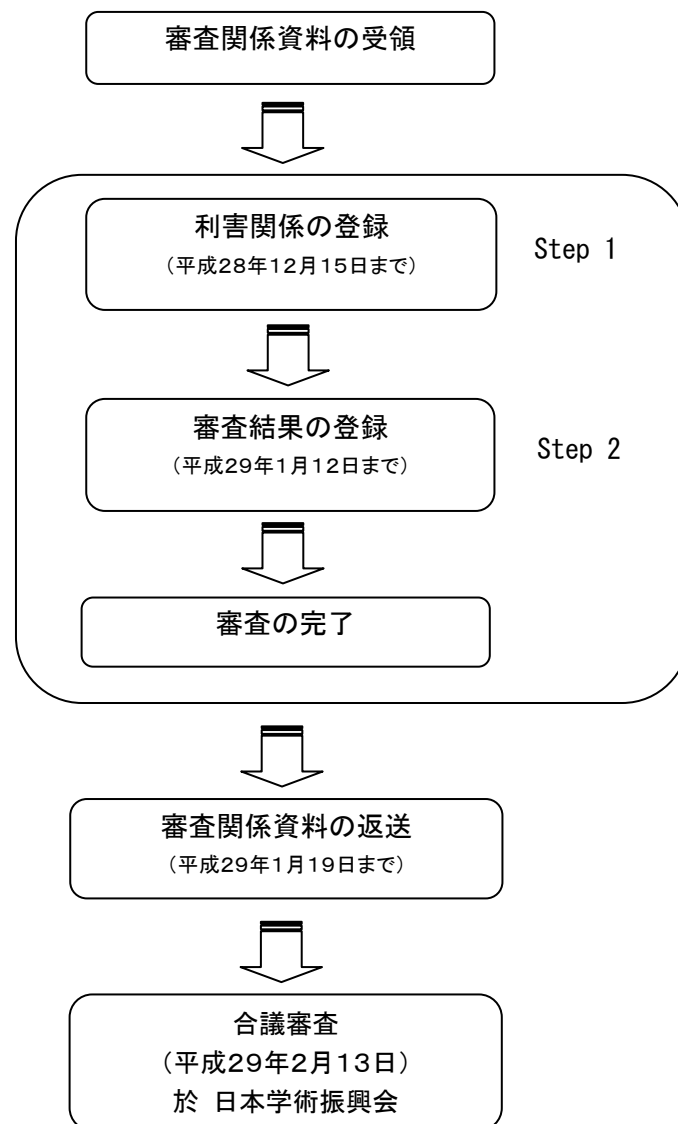
は し が き

本手引は、科学研究費助成事業（以下、この手引において「科研費」といいます。）のうち基盤研究「海外学術調査」の審査を担当される審査委員の方々の審査の便宜のために作成しています。本手引により遺漏なく審査されるようお願いいたします。

なお、審査に当たっては、初めに利害関係に該当する研究課題を電子申請システム（電子審査システム）に登録し、審査されるようお願いいたします。

<審査の手順>

書面審査は、「利害関係の登録」と「審査結果の登録」の2段階に分かれています。（各段階の詳しい手順は、本文の9～11頁で説明しています。）



目 次

1	審査の仕組み	1
2	審査における基本的な留意事項	3
3	書面審査について	5
4	合議審査について	12

[参 考]

1	基盤研究（A・B）（審査区分「海外学術調査」）の書面審査 における評価基準等	15
2	審査機構図（抜粋）	21

1 審査の仕組み

以下、日本学術振興会における審査の仕組みをご説明しますので、全文を必ず読んでくださるようお願いいたします。

(1) 審査の基本:ピアレビュー

学術研究は、研究者コミュニティが自ら選んだ研究者が、科学者としての良心に基づき、学術的価値について、評価・審査するピアレビューにより発展してきました。科研費の審査も、このピアレビューにより行われます。審査委員に選ばれた方々は、すでに科研費等の取得を通して学術研究のあり方についての見識を持ったピアレビューアーとしてふさわしい方々です。ピアレビューの意義を十分に理解して審査に当たっていただきますようお願いいたします。

(2) 利益相反

科研費の審査委員は、公的研究費の配分に関わるという公的な立場と同時に、一人の研究者としての立場にもあるため、それらの立場が相反するという緊張関係、即ちいわゆる「利益相反 (Conflict of Interest)」の状態に入ることになります。このような「利益相反」は、「利害関係」とは異なり、審査委員になることによって誰もが直ちにその状態に入るものがありますので、そのことを十分に自覚しながら公平で公正な審査を行う心構えをもっていたくことをお願いいたします。

(3) 利害関係者の排除

書面審査に当たり、審査対象者の中に「利害関係者」に当たる方が含まれていることが判明した場合には、そのことを科研費電子申請システム（電子審査システム）に登録していただくことになっております。（「科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程」第8条第一号によって、「研究代表者、研究分担者又は連携研究者である場合」等、ご自身が関与した応募研究課題はもちろん、「研究課題の研究代表者、研究分担者、連携研究者との関係において」親族関係、緊密な共同研究を行う関係、同一研究単位での所属関係、密接な師弟関係等、ご自身と密接な関係にある研究者の応募研究課題の審査・評価には関わらないこととされています。詳細は3頁を参照してください。）

(4) 審査種目と審査の仕方

科研費のうち、基盤研究「海外学術調査」の審査は、各研究分野において高い見識を持つ複数の審査委員が、書面により個別に行う「書面審査」と、合議により審査する「合議審査」によって行われます。

書面審査では、分野ごとに4人の審査委員に、個々の研究計画の学術的価値等について個別に評価を行っていただき、評点を付すとともに審査意見を記入していただきます。

合議審査は、次の4小委員会による18グループに分かれて評価を行っていただきます。ここでは、書面審査を担当した審査委員の審査項目別評点、総合評点及び審査意見が、審査委員名、所属機関名とともに審査資料として提示されます。

これらの資料、統計処理した資料及び個々の研究計画調書をもとに、審査委員の合議により、採択研究課題を選定します。

- 人文学系小委員会（4グループ）
→「人文学A～D」
- 社会科学系小委員会（4グループ）
→「社会科学A～D」
- 理工系小委員会（4グループ）
→「数物系科学」、「化学、環境学A」、「工学A・B」
- 生物系小委員会（6グループ）
→「生物学」、「農学A・B」、「医歯薬学A・B」、「環境学B」

(5) 審査の実際

- ① **審査意見の作成:**合議審査において、書面審査の結果を適切に反映させるため、評点に加えて、その評価に至った理由を「審査意見」欄に必ずご記入ください。
- ② **評点分布:**「総合評価」は、5段階の評点区分毎に示してある評点分布を目安に、バランスを考慮してください。「1」及び「5」は、それぞれ5～15%、「2」及び「4」は、それぞれ15～25%、「3」は35～45%です。総合評点の分布が上記の範囲に収まらないときには、インターネット上の審査を終了できないよう設定してあります（応募件数が10件以上の場合）。
- ③ **審査期限:**次のスケジュールを必ずお守りくださるようお願いいたします。なお、システムログインが可能となるのは、**平成28年12月9日（金）**からです。
 - (i) 利害関係登録締切 平成28年12月15日（木）【厳守】
 - (ii) 審査結果登録締切 平成29年 1月12日（木）【厳守】

(6) 検証

審査終了後、日本学術振興会学術システム研究センターにおいて審査の公正性及び公平性の向上、および、制度の改善を図るため検証を行います。検証に当たっては、次の点を検討します。

- ・ 「利害関係者」に対する適切な対応がなされているか
- ・ 審査意見の適切性

審査の公正性や公平性に目をくばり、検証の結果、著しく適切性を欠くとされた審査委員については次年度以降の審査委員選考に反映させることがあります。

2 審査における基本的な留意事項

審査を行う際の基本的な留意事項として、以下の点を確認してください。

(1) 審査委員としての責任

審査は、各審査委員が独自の責任と判断に基づいて行うべきものです。守秘義務を遵守すれば、起こり得ないことですが、他の研究者と相談しながら評価を行うこと、審査委員間で互いに連絡し合って評価を行うことは厳に避けてください。

なお、審査の参考として専門的知識が必要な場合、審査委員であることを説明せず、適当な研究者に当該知識を照会することは差し支えありません。

(2) 秘密保持と研究者倫理の遵守

研究計画調書の内容等、審査にあたって、知り得た情報はいかなる形においても、他人に漏らしてはなりません。

審査の過程で知り得た他人の独自性のあるアイデアや未発表の研究結果を審査委員自身の利益のために利用することはもちろん、第三者に漏らすことも、研究者倫理及び社会的倫理に反するものであると認識してください。

また、審査委員自身の氏名等については、審査を実施した年度の翌年度に公開します。

(3) 審査に関する利害関係の排除

科研費の審査における公正性を確保するため、個々の研究課題の審査について、利害関係のある審査委員は評価に関わらないこととしています。

審査委員が応募研究課題の採否の結果により、①自ら利益を得ること、又は②第三者から、学術的評価以外の考慮を含めた審査ではないかという疑念を持たれることがないようにしなければなりません。

このため、審査委員が、応募研究課題の研究代表者、研究分担者又は連携研究者との関係において、上記①又は②に該当すると自ら判断する場合は、当該研究課題の審査を行わないでください。合議審査における審査グループごとの審査においては当該研究課題の審査に加わらないこと、また、小委員会全体の合議において、採択候補課題に利害関係のある場合、併せて、利害関係のある採択候補課題について申告していただきます。また、当該審査グループから審査結果の報告が行われる際には一時的に退席していただくこととしています。

具体的には、下記「参考」の条項を参照してください。

なお、次のような場合には、利害関係には当たらないと判断されますので、利害関係について、あまりに広くとらえすぎることはないようお願いします。

(ア) 単に同じ学会・研究会に所属している場合

(イ) 単に同じ学部・学科、研究科・専攻に所属している場合

下記の参考に挙げられているケース以外はご自身で利害関係を有するかどうか判断いただくこととなります。

【参考】

(利害関係者の排除)

第8条 評価に関する利害関係の排除の取扱いについては、次のとおりとする。

一 科学研究費、特別研究員奨励費、国際共同研究加速基金（帰国発展研究）の場合

- (1) 評価者等自身が研究課題の研究代表者、研究分担者又は連携研究者である場合は、評価に加わらないこととする。
- (2) 評価者等が、研究課題の研究代表者、研究分担者又は連携研究者との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合は、評価に加わらないこととする。
 - ① 親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係
 - ② 緊密な共同研究を行う関係
(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆もしくは同一目的の研究会メンバーにおいて、緊密な関係にある者)
 - ③ 同一研究単位での所属関係（同一講座の研究者等）
 - ④ 密接な師弟関係もしくは直接的な雇用関係
 - ⑤ 研究課題の採否又は評価が評価者等の直接的な利益につながると見なされるおそれのある対立的な関係もしくは競争関係

(「科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程」第8条の一)

3 書面審査について

書面審査の実施にあたっては、以下の点に留意した上で、参考1に明示する「評価基準等」に従って、適切かつ公正に行ってください。

(1) 学術的価値の評価

研究課題の審査は、専ら当該応募研究課題の研究目的が実現した場合の学術的な意義に基づいて行ってください。

したがって、研究機関間のバランス、研究費の受給に関する研究者間のバランス等を考慮してはいけません。また、単に、他の研究費制度（科学技術振興機構（JST）や日本医療研究開発機構（AMED）が実施している事業等）の助成対象となり得るという理由や、応募者が他の研究費制度による事業を実施中であるという理由だけで、評価を下げるといった不利益な取扱いをしてはいけません。

これまでの研究実績や従来の研究経過が期待どおり進展しているかどうかは、当該応募研究課題の適切性や実現性などを測る指標となりますが、研究費の受給額や受給回数の多寡を直接的な判断要素に加えないでください。

「研究費の応募・受入等の状況・エフォート」欄について

合議審査の際に参考とするものですので、書面審査においては当該欄に記載されている内容は考慮しないでください。

「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄について

研究計画の遂行において人権保護や法令等の遵守が必要とされる研究課題については、関連する法令等に基づき、研究機関内外の倫理委員会等の承認を得るなど必要な手続き・対策等を行った上で、研究計画を実施することになります。このため、書面審査の評価項目としては考慮しないでください。なお、研究を実施するに当たり所定の手続き・対策等に不十分な点が見受けられるなど、研究機関に対して予め指摘が必要と考える場合には、その考えに至った根拠を具体的にコメント欄に記入してください。

採択された場合には、応募者が所属する研究機関に対して所定の手続き・対策等を行うよう通知します。また、不採択であった場合でも、審査結果の開示において所定の手続き・対策等に不十分な点があった旨を表示します。

(2) 評点の付し方

書面審査の役割は、個々の応募研究課題について、評点を付すこと及び審査意見を作成して、合議審査における総合的な判断に必要な情報を提供することにあります。

応募件数が多く、採択研究課題の競争率が非常に高いことから、書面審査の評点は、研究課題の採否に大きな影響を与えることを理解し、慎重に付すようにしてください。

特に、合議審査における適正な判断を促進させるため、書面審査においては、『総合評点』の評点分布は評価基準に示した目安に近づくようにし、評点が偏らないようにしてください。

なお、基盤研究「海外学術調査」は、細目単位では応募件数が少ないことから、上記の分野毎に審査を行うこととしており、研究課題が審査委員の専門外である場合についても、より広い立場から審査を行い、評点を付してください。

(3) 審査意見の記入について

合議審査において、書面審査の結果を適切に反映させるため、評点に加え、その評価に至ったポイント（応募研究課題の長所や短所など）を『審査意見』として必ず記入してください。

次の審査意見の例は、過去の書面審査において、実際に記載されていた審査意見に基づくものであり、合議審査に有意義な審査意見と不十分な審査意見の例ですので、審査意見記入の際に参考にしてください。

1. 有意義な審査意見の例

(1) 応募研究課題の長所と短所部分についての審査意見の例

〇〇を読み解くことで〇〇を行い、そこから〇〇の再検討を行う。〇〇とは別個に、〇〇が実際に運用され、機能する場を〇〇することで、共時的な視野を導入できるとする方法意識は示唆的である。〇〇だけに閉じられることなく、〇〇に着目することで〇〇という新しい〇〇も介在している。一方で、未完成の部分でもいいので、〇〇を提示して、そこから在来の〇〇が、どのように書き換えられるのか提示してほしい。

〇〇において〇〇が遅れていることから、〇〇を開発する本研究課題の社会的意義は非常に高い。研究計画で示されている〇〇が開発されたならば、〇〇に貢献することが期待できる。申請者及び共同研究者は〇〇の専門家であり、〇〇の観点から〇〇の開発を進めることが可能であろう。ただし、〇〇を対象とするにもかかわらず、〇〇の専門家が共同研究者に見あたらないことが不安材料として残されている。

〇〇を考慮した〇〇を開発し、〇〇を目指している。研究内容は、〇〇に限定しない〇〇など、他に多く見られる同様の研究との相違点が明確に示されている。また、研究計画の進め方や研究方法、分担研究者の位置づけなども詳細に示されており、研究計画・方法の妥当性に関して説得力が認められる。しかし、たとえば本研究で要求している〇〇の導入ができない場合は、研究全体の遂行が難しくなることが危惧されるほか、〇〇の問題等に関して、より柔軟性のある研究計画が望まれる。

〇〇という研究テーマの学術的価値は高い。研究組織の構成も研究計画もおおむね妥当であるが、研究方法の中核をなすフィールドワークを通じて、結局のところ何をどこまで明らかにできているのか、より具体的な見通しがほしい。研究成果の公開方法もやや消極的である。研究テーマからすれば、当然世界に向けた発信方法も検討すべきではないか。

(2) 応募研究課題の長所部分についての審査意見の例

申請者は、ここ数年の間に、〇〇を確立し、〇〇において先導的な研究を展開してきた。本研究計画は、申請者がこれまで培ってきた〇〇をより一般化した〇〇を確立し、その手法を用いて〇〇を解明しようとするものである。手法のオリジナリティーの高さと共に、普遍的な方法論の確立という点で〇〇全般に対する波及効果も期待できる。

(3) 応募研究課題の短所部分についての審査意見の例

本研究課題の趣旨はよく理解できるが、不明な点も少なくない。例えば、これまで適切な検証方法がなかったために、具体的にどのような問題が生じ、〇〇を阻害してきたのか。また、汎用性・実用性を備えた検証方法を開発すると言うが、世界中の研究者が現に行っている研究と、本研究課題が開発するという検証方法の間には、実際のところどのような関係が成立するのか。汎用性・実用性を指すのであれば、検討すべき〇〇は膨大なものとなるはずである。どのような基準に基づいて研究の範囲を決め、それは具体的にどのような現象を含むことになるのか。こうした点について具体的な記述がないため、本研究課題の成果および波及効果について積極的に評価するのは困難である。

本研究課題では、実用的な〇〇を目的として、〇〇の開発を目指す。ここで、具体的な対象として、〇〇を挙げている。しかし、個々の対象に関する学術的な問題点の掘り下げが行われておらず、〇〇として、何を意図したものか理解することが出来ない。〇〇についても〇〇らの方法を参考するというので、申請者らのオリジナリティーが見えてこない。研究計画・方法についても不十分である。より具体的かつ詳細な記述が必要である。

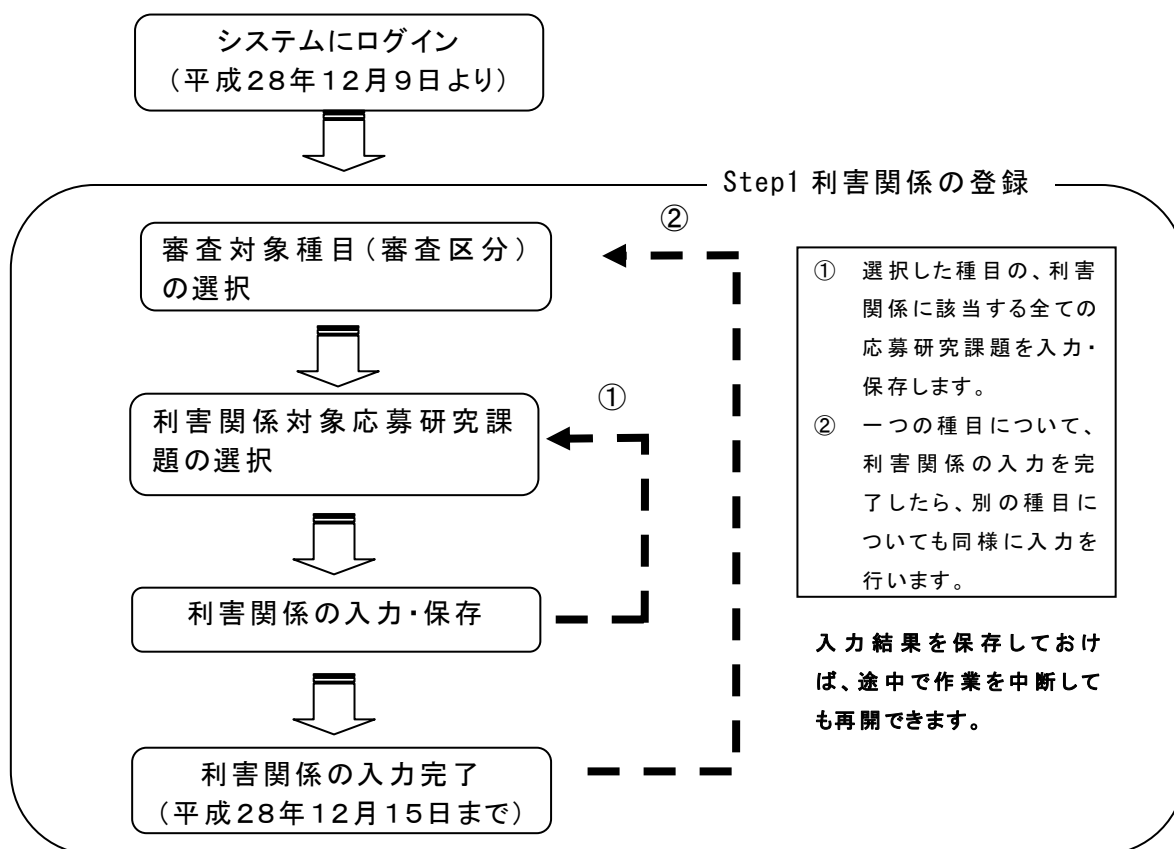
2. 不十分な審査意見の例

次のような、1行又は短い審査意見では、そのような評価に至った具体的な理由が記載されていないため、趣旨が正しく伝わりませんので、前記「1. 有意義な審査意見の例」を参考にして詳細に審査意見を記入してください。

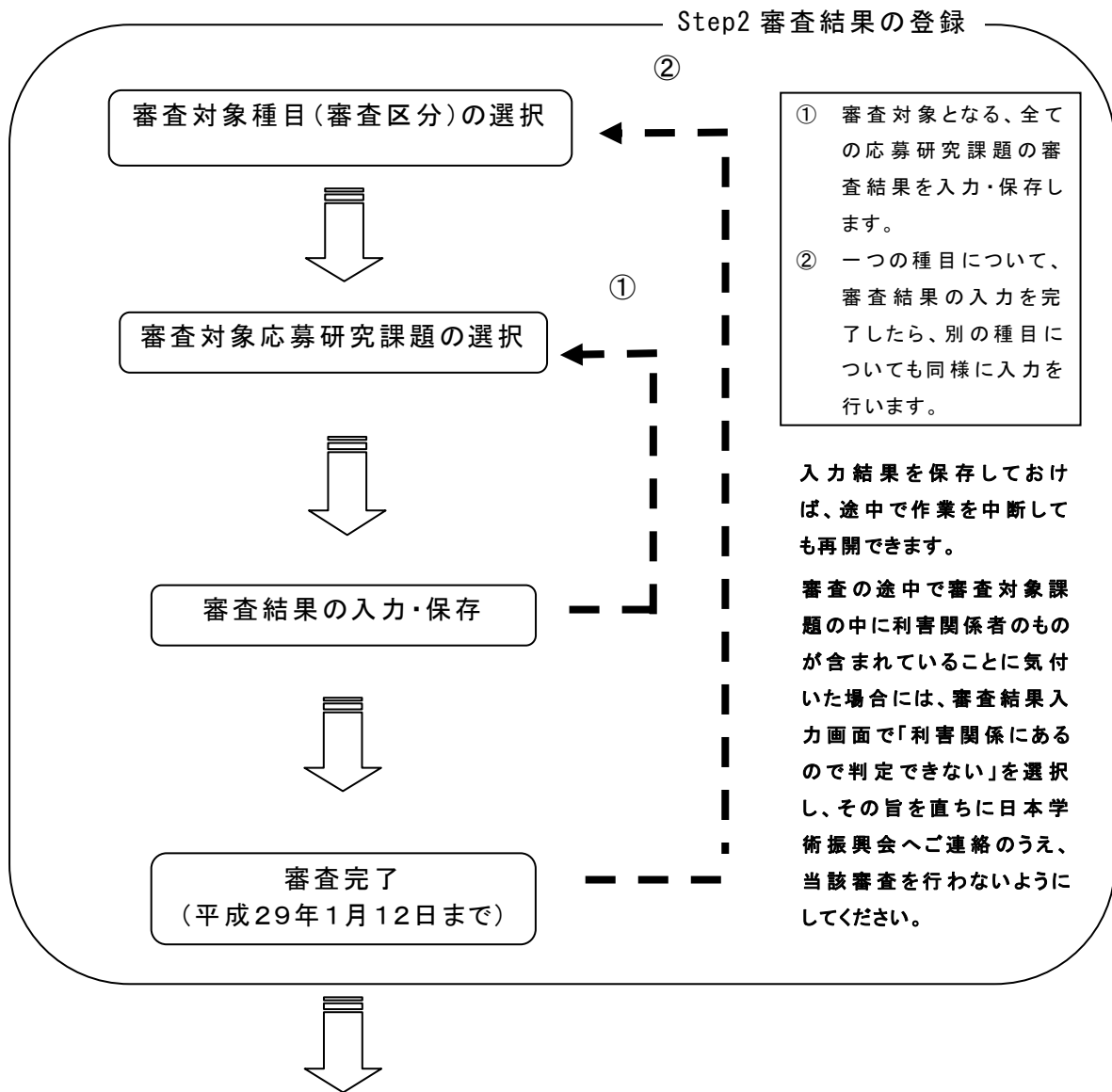
- ・ルーチンな研究であり、〇〇は認められない。
- ・興味深い提案である。
- ・研究テーマが漠然としている。
- ・研究の必要性はあるが平均的なレベルである。
- ・「〇〇研究(研究種目)」に馴染まない研究内容である。
- ・研究課題の学術的検討が不足している。
- ・成果が期待できる。

(4) 書面審査評定方法について

- ① 書面審査の評定（審査結果）については、インターネットを利用した「科研費電子申請システム（電子審査システム）」（以下、「システム」という。）により、入力していただくこととしております。
- ② 「システム」のご利用に当たっては、ID・パスワードが必要となります。同封しております「ID・パスワード通知書」により、ご自身のID・パスワードを確認のうえご利用ください。
- ③ 「システム」の操作と審査結果の入力について
 - 1) 「システム」の操作方法についての詳細は、「科研費電子申請システム（電子審査システム）審査委員向け操作手引（基盤研究等、国際共同研究加速基金（帰国発展研究）」）をご参照ください。
 - 2) 操作手順
主な操作手順は、以下の図のようになります。



全ての審査対象種目について利害関係の登録を完了したら、Step 2（次頁）へ進んでください。



全ての審査対象種目について、利害関係の登録及び審査結果の入力を完了したら、書面審査の終了です。

(5) 審査結果回答期限

※システムログインが可能となるのは、平成28年12月9日(金)からです。

〔利害関係の登録〕

平成28年12月15日(木)まで【厳守】

〔審査結果の登録〕

平成29年 1月12日(木)まで【厳守】

(6) 審査終了後における審査関係資料の取扱いについて

審査を完了しましたら、「研究計画調書」及び「ID・パスワード通知書」は、

次のように処理してください。

〔研究計画調書〕

合議審査の際の資料として使用する場合がありますので、本会が送付した梱包材をご利用いただき、送付された時と同じ状態に梱包し、同封の「着払専用」伝票に必要事項を記入の上、これを貼付して必ず以下の期限までに返送してください。

返送期限：平成29年 1月19日（木）必着

〔ID・パスワード通知書〕

お手数ですが、裁断等により処分してください。

【連絡先】

※土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く。

◆審査全般について

〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3-1

独立行政法人日本学術振興会研究事業部研究助成第一課

TEL 03-3263-4779, 4758, 4724, 0996

FAX 03-3263-9005

◆電子申請システム（電子審査システム）操作方法について

コールセンター TEL 0120-556-739（フリーダイヤル）

※受付時間 9：30～17：30

※上記番号が繋がらないときは

日本学術振興会総務企画部企画情報課システム管理係

TEL 03-3263-1902, 1913

4 合議審査について

書面審査による審査項目別評点、総合評点、Tスコア(下記参照)及び審査意見が、審査委員名、所属機関名とともに審査資料として提示されます。これらの資料、統計処理した資料及び個々の研究計画調書をもとに、審査委員の合議により採択研究課題を選定します。

Tスコアとは

書面審査においては、応募研究課題ごとに1～5点の総合評点を相対評価で付すこととされていますが、その際、極端に評点が隔たらないよう評点分布の目安を設けており、審査委員はこの目安に基づき評点を付すこととしています。

しかし、それでも個々の審査委員によっては評点の分布にばらつきが出るため、平均点と標準偏差により、審査委員ごとの評点のばらつきを補正(平均点が3、標準偏差が0.6となるように)することを目的として算出した数値です。

< Tスコア > の算出方法

$$(A - B) \times 0.6 / C + 3$$

A : 当該審査委員が付した評点

B : 当該審査委員が全応募研究課題に付した評点の平均点

C : 当該審査委員の標準偏差

(1) 学術的価値の評価

研究課題の審査は、当該応募研究課題の研究目的が実現した場合の学術的な意義に基づいて行ってください。

なお、他の研究費制度との関係については、(6)にご留意ください。

(2) 審査資料の確認

審査資料に関し、書面審査の結果をとりまとめた「研究計画調書目録」だけで判断するのではなく、書面審査における審査委員の審査意見を記入した「評定表」及び各応募研究課題の「研究計画調書」の内容についても確認し、採択候補研究課題を選定してください。

特に、①配分枠のボーダーライン付近に位置する研究課題、②利害関係者の排除があった研究課題、③書面審査における評価が大きく異なる研究課題の審査に当たっては、慎重に対応してください。

(3) 審査グループにおける合議審査の遵守

審査グループでの審査においては、必ず複数の審査委員の合議により、採択候補研究課題を選定してください。

ただし、利害関係を有する研究課題については、審査に加わらないこととしているため、同じ審査グループの審査委員にその旨申告の上、適切に対応してください。

(4)配分予定額の決定について

採択候補研究課題に対する配分予定額については、基本的に、研究種目ごとに定める充足率に従って決定することとしますが、書面審査の「研究経費の妥当性」欄における評価結果も踏まえ、明らかに問題がある場合は、合議審査の場において査定してください。

(5)人権の保護及び法令等の遵守への対応について

「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄について、研究機関に対して予め指摘が必要と考えられる場合には、応募者に所定の手続き・対策等に不十分な点が見受けられた旨を伝達するとともに、特に採択された場合には、応募者が所属する研究機関に対して所定の手続き・対策等を行うよう通知します。また、不採択であった場合でも、審査結果の開示において所定の手続き・対策等に不十分な点があった旨を表示します。

(6)不合理な重複や過度の集中に関する扱い等について

競争的資金の不合理な重複や過度の集中を避けるため、選定した採択候補研究課題について、研究計画調書の「研究費の応募・受入等の状況・エフォート」欄を参照し、該当しないか確認してください。

なお、競争的資金の不合理な重複や過度の集中に該当することを理由として不採択研究課題とする場合は、必ず小委員会全体の合議を経て決定してください。

ただし、単に、他の研究費制度（科学技術振興機構（JST）や日本医療研究開発機構（AMED）が実施している事業等）の助成対象となり得るという理由や、応募者が他の研究費制度による事業を実施中であるという理由だけで、評価を下げるといった不利益な取扱いをしてはいけません。

※ WPIプログラムのような拠点形成型の競争的資金は、科研費のような個々の研究課題に対する研究助成費ではありません。このような事業においては、研究活動は科研費等の外部資金により実施することとされており、関係研究者の科研費への応募は、研究資金の不合理な重複や過度の集中には該当しません。

「競争的資金の適正な執行に関する指針」－抜粋－

（平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ（平成24年10月17日改正））

不合理な重複・過度の集中の考え方

「不合理な重複」：

同一の研究者による同一の研究課題（競争的資金が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。）に対して、複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- ① 実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ② 既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合

- ③ 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ④ その他これらに準ずる場合

「過度の集中」：

同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- ① 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ② 当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（％））に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- ③ 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ④ その他これらに準ずる場合

(7) 審査会の進め方

審査方針、審査の進め方、審査に当たっての留意事項等の確認



審査グループ毎での合議審査

- ① 書面審査結果の確認
- ② 合議審査による採択候補課題の選定
- ③ グループ審査結果の事務局への提出



全体合議

- ① 審査グループから審査結果の報告
- ② 審査結果についての質疑・応答、小委員会全体での審議
- ③ 小委員会全体での調整、採択課題の決定

参 考

1 基盤研究（A・B）（審査区分「海外学術調査」）の書面審査 における評価基準等	15
〔「科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程」(抜粋) (平成18年9月22日 独立行政法人日本学術振興会科学研究費委員会決定) ※平成28年10月5日一部改正〕	
2 審査機構図（抜粋）	21

1 基盤研究（A・B）（審査区分「海外学術調査」）の 書面審査における評定基準等

「科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程」（抜粋）
（平成18年9月22日独立行政法人日本学術振興会科学研究費委員会決定）
平成28年10月5日一部改正

科学研究費助成事業（科研費）は、全ての研究分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる学術研究を格段に発展させることを目的とするものです。配分審査にあたって、各審査委員は、応募研究課題について、この目的に大きく寄与するかどうかを適切かつ公正に判断することが求められます。

書面審査においては、各研究課題について、以下の研究内容、研究計画等に関する個別の評定要素に関する絶対評価を行った上で、最終的に、5段階による総合評点を相対的な評価に基づいて付すこととします。

なお、各評定要素ごとに行う絶対評価において、「2 やや不十分である」又は「1 不十分である」を付した場合には、当該評定要素のいずれの項目について「やや不十分である」又は「不十分である」と判断したか、その理由を選択することとします。この選択された項目については、合議審査において審査委員に示すとともに、不採択者のうち書面審査結果の開示を希望した者にも開示します。

合議審査では、書面審査における総合評点の素点とTスコア（平均点と標準偏差により審査委員ごとの素点のばらつきを補正した数値）化した評点を基に、個別の評定要素の評点や応募状況等を適切に勘案して、研究課題の採否及び研究費の配分額を決定します。

審査にあたり、高い総合評点を付す研究課題は、必ずしも、全ての個別要素において高い評価を得た研究課題である必要はありません。例えば、特段に独創的、革新的な研究課題ではないが、学術的・社会的に大きな波及効果が期待できるものなどがこれにあたります。

研究分野の特性など、学術研究の多様性に配慮しつつ、幅広く重要な研究を見いだし、学術研究が進展するよう、適切な評価を行ってください。

また、利害関係にある研究者が研究組織に参加している応募研究課題審査は行わないでください。

i 評定基準

〔評定要素〕 （ ）内は、研究計画調書における参照箇所を示します。

（1）研究課題の学術的重要性・妥当性（「研究経費」、「研究目的」欄など）

- ・学術的に見て、推進すべき重要な研究課題であるか。
- ・研究構想や研究目的が具体的かつ明確に示されているか。
- ・応募額の規模に見合った研究上の意義が認められるか。

評点区分	評 定 基 準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

(2) 海外学術調査としての妥当性（「研究目的」、「研究計画・方法」、「重複応募」欄）

- ・研究の対象及び方法において、主たる目的が、国外におけるフィールド調査、観測又は資料収集を行う研究であるか。（フィールド調査等を主たる目的としない研究の場合は海外学術調査に当たらない。）
- ・基盤研究「一般」に応募している場合、明らかに研究目的や研究計画・方法が異なり、かつ、同一年度内に行う必要があるか。

評点区分	評 定 基 準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

(3) 研究計画・方法の妥当性（「研究計画・方法」、「研究経費の妥当性・必要性」欄など）

- ・研究目的を達成するため、研究計画は十分練られたものになっているか。
- ・研究計画を遂行する上で、当初計画どおりに進まないときの対応など、多方面からの検討状況は考慮されているか。
- ・研究期間は妥当なものか。
- ・経費配分は妥当なものか。
- ・公募の対象としていない以下のような研究計画に該当しないか。
 - ①単に既製の研究機器の購入を目的とした研究計画
 - ②他の経費で措置されるのがふさわしい大型研究装置等の製作を目的とする研究計画
 - ③商品・役務の開発・販売等を直接の目的とする研究計画（商品・役務の開発・販売等に係る市場動向調査を含む。）
 - ④業として行う受託研究

（「研究計画最終年度前年度の応募研究課題」のみ該当）

- ・研究計画最終年度前年度の応募研究課題については、研究が当初計画どおり順調に推進された上で、その成果が今回再構築された研究計画に十分生かされているか。また、今回応募された研究を推進することによって、格段の研究発展が見込まれるものであるか。

なお、研究課題の審査にあたっては、新規応募研究課題と同一の基準で行ってください。

評点区分	評 定 基 準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

(4) 研究課題の独創性及び革新性（「研究目的」、「研究計画・方法」欄）

- ・ 研究対象、研究手法やもたらされる研究成果等について、独創性や革新性が認められるか。

評点区分	評 定 基 準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

(5) 研究課題の波及効果及び普遍性（「研究目的」、「研究計画・方法」欄）

- ・ 当該研究分野もしくは関連研究分野の進展に対する大きな貢献、新しい学問分野の開拓等、学術的な波及効果が期待できるか。
- ・ 科学技術、産業、文化など、幅広い意味で社会に与えるインパクト・貢献が期待できるか。

評点区分	評 定 基 準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

(6) 研究遂行能力及び研究環境の適切性（「研究組織」、「研究計画・方法」、「研究業績」、「これまでに受けた研究費とその成果等」、「今回の研究計画を実施するに当たっての準備状況及び研究成果を社会・国民に発信する方法」欄など）

- ・ これまでに受けた研究費とその研究経過・研究成果を評価し、これまでの研究業績等から見て、研究計画に対する高い遂行能力を有していると判断できるか。
- ・ 複数の研究者で研究組織を構成する研究課題にあっては、組織全体としての研究遂行能力は十分に高いか、また各研究分担者は十分大きな役割を果たすと期待されるか。
- ・ 研究計画の遂行に必要な研究施設・設備等・研究資料等、研究環境は整っているか。
- ・ 研究課題の成果を社会・国民に発信する方法等は考慮されているか。

評点区分	評 定 基 準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

(7) 研究計画と研究進捗評価を受けた研究課題の関連性（「研究計画と研究進捗評価を受けた研究課題の関連性」欄及び「平成27年度又は平成28年度研究進捗評価結果表」）（該当する研究課題のみ）

- ・研究進捗評価結果を踏まえ、更に発展することが期待できるものとなっているか。

評点区分	評 定 基 準
4	更に格段の発展が期待できる
3	更に発展が期待できる
2	更なる発展はあまり期待できない
1	更なる発展はほとんど期待できない
—	研究進捗評価を受けた研究課題との関連性はない別個の研究課題である

〔総合評点〕

各研究課題の採択について、上記の評定要素に関する評価結果を参考に、下表の基準に基づいて、5段階評価を行い、総合評点を付してください。

その際、絶対評価を基本としつつも、研究種目・区分ごとに担当する研究課題全体の中で、下表右欄の評点分布を目安として評点を付すこととし、評点の偏った評価とならないようにしてください。（担当研究課題数が少ない場合は、この限りではありません。）なお、「利害関係」にあたる研究課題の場合は「利害関係の理由」欄に理由を記入してください。

評点区分	評 定 基 準	評点分布の目安
5	非常に優れた研究提案であり、最優先で採択すべき	10%
4	優れた研究提案であり、積極的に採択すべき	20%
3	優れた研究内容を含んでおり、採択してもよい	40%
2	採択するには研究内容等にやや不十分な点があり、採択の優先度が低い	20%
1	採択するには研究内容等に不十分な点があり、採択を見送ることが適当である	10%
—	利害関係があるので判定できない	—

〔審査意見の記入〕

合議審査において、書面審査の結果を適切に反映させるために、審査意見は非常に重要です。

「審査意見」欄には、全ての研究課題について、当該研究課題の長所と短所を中心とした審査意見を必ず記入してください。

(参考) 平成28年度新規採択研究課題の採択率

基盤研究 (A) (海外学術調査)	20.6%
基盤研究 (B) (海外学術調査)	19.6%

ii その他の評価項目

研究経費の妥当性 (「研究経費の妥当性・必要性」欄など)

科研費の効果的・効率的配分を図る観点から、研究経費の妥当性・必要性について以下の点を考慮し、下記の評定区分により、評定をしてください。(「(空白)」以外の評定区分は、各評定基準の記載内容に明らかに該当すると判断する場合。)

なお、「△」又は「×」の評定をする場合は、その判断に至った根拠を具体的に「コメント」欄に記入してください。

- ・研究経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。
- ・設備備品の購入経費等は研究計画遂行上真に必要なものが計上されているか。
- ・研究設備の購入経費、旅費又は人件費・謝金のいずれかの経費が90%を超えて計上されている場合には、研究計画遂行上有効に使用されることが見込まれるか。

評定区分	評 定 基 準 (評定に当たっては、欄外「配分状況」を参考にしてください)
(空白)	平均的な充足率であれば当該研究の遂行が可能である
○	研究計画の内容から判断し、充足率を高くすることが望ましい
△	研究計画の内容から判断し、充足率を低くすることが望ましい
×	研究経費の内容に問題がある

(参考) 平成28年度配分状況 (新規採択研究課題の平均充足率)

基盤研究 (A) (海外学術調査)	70.3%
基盤研究 (B) (海外学術調査)	70.0%

iii 留意事項

(1) 「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄の取扱いについて

研究計画の遂行において人権保護や法令等の遵守が必要とされる研究課題については、関連する法令等に基づき、研究機関内外の倫理委員会等の承認を得るなど必要な手続き・対策等を行った上で、研究計画を実施することとなります。このため、書面審査の評価項目として考慮する必要はありません。

なお、研究を実施するに当たり所定の手続き・対策等に不十分な点が見受けられるなど研究機関に対して予め指摘が必要と考える場合には、その考えに至った根拠を具体的に「コメント」欄に記入してください。

また、「本項目に該当しない」又は「特段の問題はない（判断できない場合も含む。）」場合には、「コメント」欄への記入は不要です。

(2) 「研究費の応募・受入等の状況・エフォート」欄の取扱いについて

他の研究課題の受入・応募等の状況については、合議審査において「研究資金の不合理的な重複や過度の集中にならず、研究課題が十分遂行し得るかどうか」を判断する際の参考とすることとしています。このため、書面審査においては確認程度にとどめ、必要に応じ、意見等を「コメント」欄に記入してください。

(3) 「エフォート」欄の取扱いについて

エフォート（研究代表者又は研究分担者の全仕事時間に対する当該研究課題の実施に要する時間の割合）については、合議審査において「研究課題が十分遂行し得るかどうか」を判断する際の参考とすることとしています。このため、書面審査においては確認程度にとどめ、必要に応じ、意見等を「コメント」欄に記入してください。

2 審査機構図(抜粋)

◇海外学術調査の合議審査は、書面審査の結果を踏まえ、科学研究費委員会審査第一部会における、海外学術調査人文学系小委員会、社会科学系小委員会、理工系小委員会、生物系小委員会の4つの小委員会において行うことになっています。

◇海外学術調査の審査委員は、書面審査を行った上で、合議審査に出席いただくことになっています。(書面審査と合議審査は同一の審査委員が行います。)

